

種類株式の内容②

●はじめに

前回紹介した4つの種類株式に続いて、今回は残りの「取得請求権付株式」「取得条項付株式」「全部取得条項付株式」「拒否権付株式（黄金株）」「役員選解任権付株式」の5つを紹介する。

I 取得請求権付株式（会社法108①五）

取得請求権付株式とは、株主が会社に対して株式を取得するよう請求できる権利を持つ種類株式である。

会社に株式を売り渡す際の対価としては、現金はもちろんのこと、他の株式、社債、新株予約権など定款で柔軟に定めることができる。

<定款記載例>

第〇条 取得請求権付株式

A種類株式の株主は、当会社に対して、A種類株式の取得を請求することができる。

2 前項の請求をすることができる期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

3 第1項に定める請求があった場合、当会社は、A種類株式の取得と引き換えに、A種類株式1株につき金〇〇円の金銭を支払う。

II 取得条項付株式（会社法108①六）

取得条項付株式とは、株主の同意なしに一定

の事由が生じたことを条件に、会社が強制的に株主の所有する株式を取得できる種類株式である。つまり会社側に選択権がある、コールオプション（買う権利）がついた種類株式である。

<定款記載例>

第〇条 取得条項付株式

当社は平成〇〇年〇〇月〇〇日以降、分配可能額の範囲内でいつでも株式を取得することができ、その際取得の対価として現金を交付する。

III 自己株式取得の財源の規制（会社法461②）

請求権付株式も取得条項付株式も自己株式の取得になる。自己株式の取得についてはその財源に規制がある。

自己株式取得の財源は、剰余金の分配可能額である。剰余金の分配可能額は、剰余金の額に調整項目を加算、減算して計算する。

剰余金の分配可能額 = その他利益剰余金の額 +
 その他資本剰余金の額 - (自己株式の簿価 + その他)
 ※その他 = のれん等調整額 (のれんの2分の1 + 繰延資産から資本金・資本準備金の額を減じて得た額 (ただし、その他資本剰余金の額を限度とする)) +
 その他有価証券評価差額 (含み損の場合のみ) + 土地再評価差額金 (含み損の場合のみ) + 純資産額中剰余金以外の額の300万円不足額

剰余金の額以上に自己株式を買い取れば、その分資本がマイナスになる。また、その他利益剰余金、その他資本剰余金は利益準備金や資本

準備金以外の剰余金である。あくまで、外に流出してよい剰余金のみが対象になる。

IV 全部取得条項付種類株式（会社法108①七）

株主総会の決議があればその株式のすべてを会社が取得できるとする種類株式である。

これは100%減資を円滑に行うための制度として考えられた。会社の経営がどうしてもうまくいかなくて、株主を総入れ替えしないといけないといった事態が出てきたときに、前の商法の規定では1人の反対があると100%減資はできなかった。それでは会社の建直しができないということで、この制度が新しい会社法に規定された。

<定款記載例>

第〇条 全部取得条項付種類株式

当社は平成〇〇年〇〇月〇〇日現在において発行済みの当社の普通株式について、その内容として会社法第108条第2項第7号の定めを設ける。

2 当社が全部取得条項付株式を取得する場合には、全部取得条項付株式1株の取得と引き換えに1株の取得条項付株式を交付する。

V 拒否権付株式（黄金株）（会社法108①八）

拒否権付株式は一般的に黄金株と言われている種類株式である。拒否権付株式の株主は会社の意思決定について拒否権を発動することができる。

この拒否権付株式の発行については、定款で株主総会又は取締役会で決議すべき事項のうち、拒否権付株式の種類株主総会の決議があることを必要とするもの、及びその種類株主総会の決議を必要とする条件を定めるときにはその条件を定める必要がある。

この黄金株である種類株式については、経営者による行き過ぎた防衛策であるため、東京証券取引所では原則的には黄金株の発行は認めない方針である。

<定款記載例>

第〇条 拒否権付株式

- 1 当社の発行株式総数は101株として、このうち100株を普通株式、1株をA種類株式とする。
- 2 当社の取締役の選任又は解任については、当社の株主総会の決議に加え、A種類株式の株主による種類株式総会の決議を必要とする。

VI 役員選解任権付株式（会社法108①九）

取締役、監査役として自分たちの代表を選任（又は解任）するために利用されるのが『役員選解任権付株式』である。

この株式は、委員会設置会社を除いた非公開会社でしか発行することはできない。

<定款記載例>

第〇条 役員選解任権付株式

- 1 A種類株主は、その種類株主総会において、取締役〇名及び監査役〇名を選任する。
- 2 A種類株主はその種類株主総会において、取締役及び監査役を解任することができる。